

協会概要

【協会設立】

平成22年12月11日

【協会役員】

- ・会長：高橋 晃一 (株アーバン設計 代表取締役)
- ・幹事：落合 将人 (株ACEエンジニアリング 専務取締役)
- ・幹事：紺野 健二 (株ユール補償技術研究所 代表取締役)
- ・幹事：阿部 悦雄 (堀江工業(株) 調査診断部長)
- ・監査：畠 良一 (日栄地質測量設計(株) 取締役支社長)
- ・事務局：佐藤 美帆 (株アーバン設計)

【協会員】

正会員

- | | | |
|-------------------|----------------------------|--------------|
| ・(株)アーバン設計 | 郡山市大槻町字御前東 46 番地 26 | 024-961-7500 |
| ・(株)ACEエンジニアリング | 福島市北矢野目字成田小屋 12 | 024-554-5444 |
| ・(株)エスエス | 郡山市安積町笹川字南向 8-38 | 024-973-6010 |
| ・(株)エスデー設計研究所 | 郡山市池ノ台 15-15 | 024-938-2314 |
| ・(有)エム企画 | 郡山市喜久田町字寺久保 23-263 | 024-932-3104 |
| ・光建工業(株) | 郡山市方八町二丁目 13 番 9 号 | 024-941-3200 |
| ・(株)郡山塗装 | 郡山市喜久田町卸 3 丁目 38-1 | 024-963-1450 |
| ・(株)興起測量設計事務所 | 喜多方市松山町村松字小荒井道西 405-10 | 0241-24-2701 |
| ・(株)三本杉ジオテック | 福島市南矢野目字徳元田北 4 番地 | 024-553-6138 |
| ・(有)テクノス | 郡山市鳴神 2 丁目 109-2 | 024-983-9955 |
| ・(株)テコム | 郡山市片平町新蟻塚 45 番地の 1 | 024-961-9987 |
| ・東北ビルハード(株) | 郡山市富久山町久保田字我妻 84-7 | 024-921-6333 |
| ・日栄地質測量設計(株) | いわき市平字作町 1 丁目 3 番地の 2 | 0246-21-3111 |
| ・日本技術設計コンサルタント(株) | 郡山市安積町笹川字荒池淵 1-4 | 024-946-9231 |
| ・堀江工業(株) | いわき市平字尼子町 60 番地の 1 | 0246-23-2311 |
| ・(株)明成エンジニアリング | 郡山市堤 3 丁目 182 番地 第七森田ビル 2F | 024-962-9380 |
| ・(株)ユール補償技術研究所 | 郡山市八山田五丁目 423 番地 | 024-921-1777 |
| ・蒲生 康博 | 郡山市田村町徳定字中川原 1-1 | 024-946-7600 |

(郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター内)

特別会員(技術顧問)

- ・出村 克宣 工学博士(日本大学副総長、日本大学工学部長)
- ・牛島 栄 工学博士(コンクリート委員、土木学会フェロー、筑波大学非常勤講師)

【協会事務所等】

- ・住所：〒963-0201 福島県郡山市大槻町字御前東 46-26 (株)アーバン設計内
- ・電話番号：024-961-7500
- ・FAX：024-961-2411
- ・E-mail：info@urban-dc.com

作成年月日：平成23年4月1日

福島県外壁診断協会ご案内



定期報告制度

多発する外壁落下事故等を背景に「建築基準法第12条」が改正され、平成20年4月1日から外壁改修工事後もしくは築10年以上の特殊建築物の外壁の「定期点検と報告」が注意喚起から義務となりました。

点検は、「全面打診調査」もしくは「手の届く範囲の打診と目視により調査し、異常があれば全面打診等(赤外線調査併用)による調査」と規定され、違反者には罰則(100万円以下)が課せられるようになりました。

尚、定期点検には、適正な外壁診断を行うための実務上のマニュアルとして「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」(平成2年・建設省住宅局建築技術審査委員会)と「タイル外壁及びモルタル塗り外壁定期的診断マニュアル第3版」(平成21年(社)建築設備維持保全推進協会)があります。

福島県外壁診断協会

【協会会長挨拶】

近年、多発している建築物のベランダ落下や外壁のモルタル・タイル等の剥脱落下事故を受けて、建設省住宅局建築技術審査委員会では「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」(平成2年)を制定し外壁点検が喚起され、さらに平成20年4月からは建築基準法第12条の改定により、竣工及び外壁改修から10年を経た特殊建築物の全面打診等による点検と報告が義務化され、現在は、平成21年に(社)建築設備維持保全推進協会より実務上の適正な外壁診断を行うための基準書として発行された「タイル外壁及びモルタル塗り外壁定期的診断マニュアル第3版」(平成21年)に基づいて点検が実施されています。

本協会は、「外壁の定期報告制度・外壁診断」に特化し、外壁の劣化調査から補修計画・計画的管理の提案までの技術向上と普及のほか、赤外線画像法の調査・研究・技術の普及啓発及び人材育成等を通じて、産業界及び一般社会に安心・安全で豊かな社会の実現に貢献することを目的に設立いたしました。

さらに本協会は、福島県内に張り巡らせたコンサルタントから施工業で構成した会員のネットワークを生かし、地震等の災害時には指揮系統の拠点となる建設事務所等の入居する建物の安全性確認のための外壁診断をお手伝いさせていただくと共に、アセットマネジメントを活動とするNPO等と連携し、学校や県立病院等の外壁の安全性確認のための診断を行うことも事業に組み入れることも考えています。

協会員の知識と技術の向上・維持を目的として、平成23年2月26日に「外壁診断の報告における要領と注意点」と題して講習会を実施するほか、日本赤外線サーモグラフィ協会と提携し、8月には「赤外線サーモグラフィによる外壁調査・初級コース」を日本大学工学部(郡山市)において行います。このほかにも様々な講習会の開催を予定しています。尚、講習はすべてNPO「福島おらが街ふるさと創り研究会」と共催し土木学会のCPDポイントを付けます。

【定期報告の対象となる建築物の用途・規模・期間】 下記は建設省のガイドラインによるものです

用途	規模	期間
劇場、映画館又は演劇場	地階、F 3,A 200㎡又は主階が1階にないもの	1年
観覧場(屋外観覧場は除く)公会堂又は集会場	地階、F 3,又はA>200㎡	1年
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る) 養老院又は児童福祉施設	地階、F 3,又はA>300㎡	2年
旅館又はホテル	地階、F 3,又はA>300㎡	1年
下宿、共同住宅又は寄宿舎	地階、F 3,かつA 1000㎡	3年
学校又は体育館	地階、F 3,又はA 2,000㎡	2年
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ施設の練習場	地階、F 3,又はA 2,000㎡	3年
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)	地階、F 3,又はA 500㎡	1年
事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る)	地階、F 5,かつA>1000㎡	3年

注1 地階、F 3は、地階又は3階以上の階でその用途に供する部分(100㎡以下のものは除く)を有するものを、Aはその用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれに示す。

注2 複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とするものとする。

上記は、建設省のガイドラインによるものです。定期報告が必要な建物の規模・期間は特定行政庁により定められており、それぞれ異なります。**建築物の所在地を所管する特定行政庁にて詳細をご確認ください。**

【本協会の目的】

本協会は、外壁診断における赤外線サーモグラフィに関する調査・研究・知識・技術の普及啓発及び、人材育成等を通じて、産業界及び一般社会に赤外線画像法を普及させることにより、安心・安全で豊かな社会の実現に貢献するため次の事業を行うこと目的としています。

【本協会の主な事業】

- 本協会は、協会の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 外壁診断における赤外線サーモグラフィに関するセミナー、イベント等の開催
- 外壁診断における赤外線サーモグラフィに関するコンサルティング
- 外壁診断の赤外線サーモグラフィに関する国内外の団体等との相互交流、情報交換、相互支援等の活動
- 外壁診断における赤外線サーモグラフィに関する普及、啓発活動
- 外壁診断における赤外線サーモグラフィに関する研究開発の受託および共同研究
- 外壁診断における赤外線サーモグラフィの利用および需要に関する調査、研究、統計の作成
- 外壁診断及び赤外線サーモグラフィに関する書籍の発行
- 大規模地震後の主要な県所有施設及び教育施設等の外壁の安全性確認の点検等の技術提供

【赤外線サーモグラフィによる外壁診断とは】

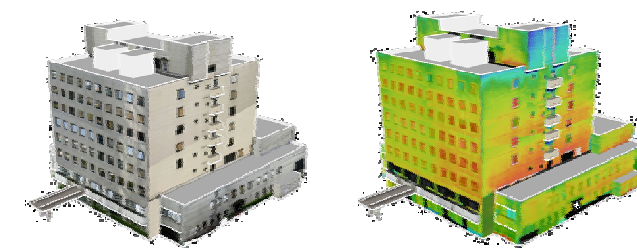
- 赤外線サーモグラフィとは、物体の放射熱を検知し色をつけて表現可能な赤外線カメラ。
- 赤外線サーモグラフィによる外壁診断とは、モルタル塗り仕上げ・外壁タイル仕上げ等による建築物を赤外線カメラにより外壁の表面温度の分布・温度の移動を計測し、躯体、下地モルタル、張付けモルタル、タイル等の界面に発生する空洞や剥離状況を診断する技術である。

【外壁診断の手法】

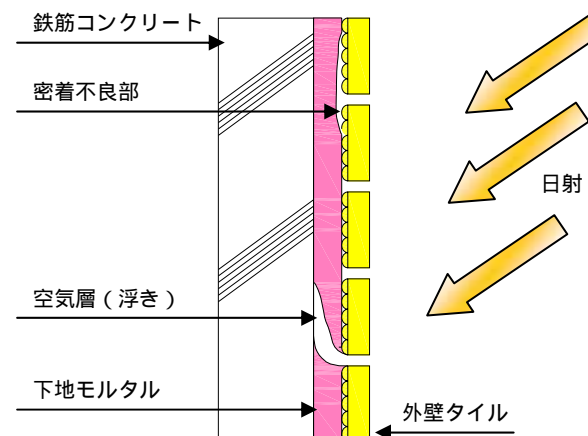
- 打診棒による打診
- 赤外線サーモグラフィによる調査

【赤外線調査・診断可能な外壁】

- 外壁タイル仕上げ(湿式)
- モルタル塗り仕上げ
- 鉄筋コンクリート躯体(打ち放し)



外壁タイル 赤外線診断サンプル



外壁タイル診断模式図

密着不良部・空気層(浮き)は、空気の「暖まりやすく冷めやすい」性質により生じる周囲との温度差を利用し、背面の異常部(密着不良・浮き部)を解析します。温度上昇時と下降時の赤外線画像法による調査と部分打診のキャリブレーションで診断します。